

2017年5月8日

「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）の教材使用に関する声明

教育史学会理事会

政府は、2017年3月31日の閣議決定による答弁書において、憲法・教育基本法に「反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではない」、さらに4月14日と18日の答弁書において教育勅語の「教育現場における使用」について、「国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものである」との見解を表明した。このことにより、1890（明治23）年10月30日に明治天皇の名をもって出された「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）の暗唱やそこに記される徳目の教材活用が学校で行われるようになるのではないかと懸念が高まっている。

教育史学会では、多くの会員が教育勅語の内容、儀式及び社会的影響等を長年にわたって研究し、その成果を蓄積してきた。上記の状況に対し、学術研究の成果の要点を明確に提供する責務から、この声明を発するものである。

「父母ニ孝」など教育勅語中の一部の文言を道德教育に活用することは認められるとの見解が内閣官房長官や閣僚からも提起されているが、教育勅語に記述された徳目が一体性を有して「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に収斂することは、その文面を読めば明らかである。また、公式的な性格の強い解釈書である井上哲次郎『勅語衍義』（1891年）、国定（文部省著作）の小学校（国民学校）修身科教科書、文部省図書局『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告』（1940年）などにおいて、個々の徳目を切り離さずに皇運扶翼を眼目として解釈することが正しい解釈として示されている。教育勅語を歴史的資料として用いることは、歴史の事実を批判的に認識する限りにおいて必要であるが、児童生徒に教育勅語を暗唱させたり、道德の教材として使用したりすることは、主権在民を理念とする日本国憲法や教育基本法に反する。そのことは、以下の事実からも明らかである。

第一に、教育勅語が戦前日本の教育を天皇による国民（臣民）支配の主たる手段とされた事実である。

教育勅語は、明治維新後に、天皇を中心とする道德教育と翻訳教科書による近代西洋流の道德教育が併存するなか、1879年の政府内の「教学聖旨論争」、1887年以後の「徳育論争」、1890年の地方長官会議の建議などを契機として、井上毅と元田永孚によって起草された文書であった。このため、徳目には中国儒教起源のものと西洋近代思想起源のものが混在している。しかしその目的は、1889年公布の大日本帝国憲法施行にあたっての「告文」で「皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ」と記したことを前提とし、主権者たる天皇から臣民へ教育勅語という形式を通じて「遺訓」の内容を説明することにあつた。

教育勅語は、「朕」と自称する明治天皇が「臣民」に道德の規準を下す形をとっていること自体が、今日の主権在民の日本国憲法と相容れないものである。その内容では、徳目の起源を天皇の神話上の祖先である「皇祖皇宗」の道德に措定し、「臣民」の祖先も「億兆心ヲ一ニシテ」守ってきたとしており、将来も「子孫臣民」が守っていく、「徳ヲ一ニシテ」いくと宣言しており、過去と現在と未来にわたる天皇と国民の道德的な一体性を強調している。教育勅語は、この道德的な一体性という仮想を「国

体」という言葉で表現し、そこに教育の淵源を求めた。そしてこの一体的な構造の中に、中国儒教起源の「忠」と「孝」を位置づけて、さらに西洋近代思想起源の「博愛」などに至る多くの徳目を列記し、これらの徳目を、天照大神が天皇の祖先に下したと『日本書紀』に記されている「天壤無窮の神勅」を前提にして、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という文言で集約している。

文部省は、この皇運扶翼に集約された道徳をあらわす「斯ノ道」を「皇国ノ道」という言葉に置き換えて 1941 年の国民学校令をはじめ各学校の教育目的として明示し、さらに「皇国民錬成」という理念と結びつけることによって教育勅語の「皇運扶翼」の趣旨を徹底した。教育勅語がこのようにして学校教育をまるごと戦時動員体制に組み込んでいく手立てとなったことは、忘れてはならない事実である。

第二に、学校現場での教育勅語の取り扱い方に関する事実である。教育勅語は、単に道徳にかかわるテキストであったに止まらず、教育勅語謄本というモノ（道具）が神聖化されることにより、学校現場に不合理や悲劇をももたらした。

教育勅語は、1891 年の小学校教則大綱で、「修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」（第二条）と規定されて以降、国民学校に至るまで、修身科教育の基本方針とされ、修身科教科書のさまざまな教材を通じての学習に加え、勅語の「奉読」、筆写・暗唱暗写などにより、その趣旨徹底が図られた。

教育勅語は、発布と同時に謄本が全国の学校に一律に下付され、天皇制国家の臣民教育において大きな役割を果たした。とりわけ教育勅語の理念普及に果たした学校儀式の役割を見逃すことはできない。1900 年小学校令施行規則により定型化された、戦前の三大節（紀元節・天長節・一月一日、1927 年より明治節が加えられて四大節）学校儀式は、教育勅語「奉読」に、御真影（天皇・皇后の写真）への「拝礼」、「君が代」斉唱、教育勅語の趣旨に関する校長訓話、式歌斉唱を加え、全国で一律に举行された。この儀式内容は、入学式・卒業式など他の学校儀式の式目にも影響を与え、教育勅語「奉読」と「君が代」斉唱は、入学式・卒業式などでの必須の式目になった。

御真影と教育勅語謄本は、1891 年文部省訓令「両陛下ノ御影及勅語謄本奉置ノ件」により、「校内一定ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重」に「奉護」することが求められた。その結果、火災・震災時には、これらのモノ（御真影・教育勅語謄本）を火災焼失から免れさせるため「殉職」する教職員が後を絶なかつた。さらに確実な「奉護」のため、1920 年代頃より、校舎外に奉安殿と称する保管庫を設置させる措置を推進し、児童生徒に対して登下校時に奉安殿に向かって最敬礼させることが日常化した。1943 年の「学校防空指針」は、防空に際して、最優先事項は、御真影・教育勅語など詔勅の謄本の「奉護」であり、児童生徒の保護はその次と定め、「疎開」も御真影・教育勅語が児童よりも先に実施された。

このように、各学校に一律下付された教育勅語は、①修身科教育、②学校儀式、そして③日常の「奉護」という学校生活の全体で、「国体」の理解徹底の道具立てとなった。道徳にかかわる批判的な思考の深まりは軽んぜられ、条件反射のように教育勅語を暗誦するという次元で道徳内容の身体化に寄与した。この点で、教育勅語は道徳教育の充実というよりも、その形骸化と人命軽視をもたらしたというべきである。

第三に、教育勅語が民族的優越感の「根拠」とされるとともに、異民族支配の道具としても用いられた事実である。

台湾総督府の初代学務部長伊沢修二が教育勅語を教化の手段として利用しようとしたことを手始めとして、朝鮮総督府は朝鮮教育令（1911年）において教育は教育勅語の趣旨に基づいておこなうと定め、台湾総督府も台湾教育令（1919年）において同様の規定を設けた。こうした措置は、天皇のもとで独自の「国体」を築いてきた日本人は、その独自の「国体」ゆえに道徳的にも優れているのだという教義を異民族に対しても無理矢理に承服させようとするものであった。教育勅語の文面は、「之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ」というように普遍的な道徳律であることを標榜しているものの、他方で「爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」というように血縁集団のロジックを刻み込んでいる。そのために、実際のところとても「中外」（国の内外）に広く受け入れられるようなものではなかった。当時の為政者もそのことを認めざるを得なかったために1910年代前半には台湾向けの教育勅語を極秘裏に起草する試みがおこなわれ、また、朝鮮で三・一独立運動が生じた際には教育勅語の解釈のオーソドキシを担っていた哲学・倫理学者井上哲次郎が、「爾祖先」云々という教育勅語の文言は朝鮮人の怒りを募らせるとして、朝鮮向けの教育勅語を別に起草すべきという論を展開した。いずれも、教育勅語の権威をおとしめてしまう懸念から実現にはいたらなかったものの、こうした事実は、教育勅語が普遍性からはほど遠く、自民族中心主義、排他主義をその本質的な要素として組み込んでいることを示している。

1948年6月19日、衆議院は「これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである」、参議院は「教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するか疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる」ことを決議した。この決議に従って同月25日、文部次官が都道府県知事・高等教育機関の学校長宛に「本省から交付した「教育ニ関スル勅語」等の謄本で貴管下学校等において保管中のものを貴職において取りまとめのうえ〔中略〕至急本省へ返還方処置されたい」と指示した。教育勅語謄本は焼却処分され、公的には存在しないことになったはずである。

政府は、今年4月18日、教育勅語の使い方について、憲法や教育基本法に反するかどうかという判断を、教育委員会や学校の設置者に委ねるとする見解を答弁書において表明したが、教育委員会や学校の設置者がそれぞれに「判断」するまでもなく、憲法、教育基本法および国会決議に反することは上記の経緯の内に明らかである。

以上のことにより、教育史学会理事会は学術研究を担う者としての立場から、歴史的資料として批判的に取り扱うこと以外の目的で教育勅語を学校教育で使用することについて、教育史研究が明らかにしてきた戦前日本の教育の制度や実際にかかわる諸事実に照らして許されるべきではないとの見解をここに表明するものである。

### シンポジウム報告者

小股憲明会員（大阪芸術大学短期大学部）

『近代日本の国民像と天皇像』大阪公立大学共同出版会、2005年

『明治期における不敬事件の研究』思文閣出版、2010年

高橋陽一理事（武蔵野美術大学）

「「皇国ノ道」概念の機能と矛盾」『日本教育史研究』第16号、1997年

「吉田熊次教育学の成立と教育勅語」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第42号、2005年

樋浦郷子会員（国立歴史民俗博物館）

『神社・学校・植民地—逆機能する朝鮮支配—』京都大学学術出版会、2013年

### 教育勅語の法的位置づけ

国内では文部省令 1891年小学校祝日大祭日儀式規程・小学校教則大綱（道徳の規定）

→1900年小学校令施行規則→1941年国民学校令施行規則

植民地支配では勅令 1911年朝鮮教育令・1919年台湾教育令

戦時下では「斯ノ道」→「皇国ノ道」 1941年国民学校令、1943年中等学校令等

※国民学校令施行規則第一条第一号として新たに「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ互リ皇国ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ」

### 戦後の処置

国民学校令等勅令・文部省令は1947年3月学校教育法、5月同施行規則により廃止

※四大節の儀式の内容を定めた国民学校令施行規則の条項のみ1946年10月に廃止（削除）。

1945年12月GHQ内で新勅語準備

同月15日神道指令

同月20日文部次官通牒「御真影奉還ニ関スル件」

※天皇服制改正を理由に、御真影「奉還」と1月1日の行事に御真影を使わないよう指示。

1946年3月31日米国対日教育使節団報告書

※教育勅語の儀式での使用、御真影への敬礼の禁止を提言。

同年10月8日文部次官通牒「勅語及詔書等の取扱について」

※「教育勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去」ること、式日等で教育勅語を奉読しないこと、学校に保管するも神格化しないことを指示。翌日国民学校令施行規則の儀式の規定を削除。

同年11月3日日本国憲法公布（47年5月3日施行）

1948年6月19日衆議院「教育勅語等排除に関する決議」、参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」

## 小学校祝日大祭日儀式規程

(1891年6月17日文部省令第4号、抄)

第一条 紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

一 学校長教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行ヒ且

両陛下ノ万歳ヲ奉祝ス

但未タ御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク

二 学校長若クハ教員、教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス

三 学校長若クハ教員、恭シク教育ニ関スル勅語ニ基キ聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ

歴代天皇ノ盛徳鴻業ヲ叙シ若クハ祝日大祭日ノ由来ヲ叙スル等其祝日大祭日ニ相応スル演説ヲ為シ忠君愛國ノ志氣ヲ涵養センコトヲ務ム

四 学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス

第二条 孝明天皇祭、春季皇霊祭、神武天皇祭及秋季皇霊祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ第一条第三款及第四款ノ儀式ヲ行フヘシ

第三条 一月一日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ第一条第一款及第四款ノ儀式ヲ行フヘシ

※一八九三年文部省令第九号により紀元節・天長節・一月一日のみ実施(「三大節」)、他の大祭日・祭日ノ儀式ノ実施は任意とされた。

## 小学校教則大綱

(1891年11月17日文部省令第11号、抄)

第一条 小学校ニ於テハ小学校令第一条ノ旨趣ヲ遵守シテ児童ヲ教育スヘシ

徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道德教育国民教育ニ関連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

[第三項以下略]

第二条 修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓発シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス

## 小学校令施行規則(1900年8月21日文部省令第21号)

第二条 修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ児童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ実践ヲ指導スルヲ以テ要旨トス尋常小学校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信実、義勇等ニ就キ実践ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ国家及社会ニ対スル責務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尚ハシメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務ムヘシ

[第三項以下略]

第二十八条 紀元節、天長節及一月一日ニ於テハ職員及児童、学校ニ参集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

一 職員及児童「君カ代」ヲ合唱ス

二 職員及児童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行フ

三 学校長ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス

四 学校長ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及児童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス

[第二項略]

※一九二七年文部省令第二十号による小学校令施行規則中改正で明治節が加えられて「四大節」となる。

## 国民学校令施行規則

(1941年3月14日文部省令第4号、抄)

第一条 国民学校ニ於テハ国民学校令第一条ノ旨趣ニ基キ前記事項ニ留意シテ児童ヲ教育スベシ

一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ互リ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ国體ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ

[二以下略]

第三条 国民科修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ国民道德ノ実践ヲ指導シ児童ノ徳性ヲ養ヒ皇國ノ道義的的使命ヲ自覚セシムルモノトス

第四十七条 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ職員及児童学校ニ参集シテ左ノ式ヲ行フベシ

一 職員及児童「君ガ代」ヲ合唱ス

二 職員及児童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行フ

三 学校長ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス

四 学校長ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五 職員及児童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス

[第二項略]

※一九四六年十月文部省令第三十一号により「左」が「祝賀」に変更され、第一～五号が削除された。

## 朝鮮教育令(1911年8月24日勅令第229号、抄)

第一条 朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル

第二条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス

## 台湾教育令(1919年1月4日勅令第1号、抄)

第一条 台湾ニ於ケル台湾人ノ教育ハ本令ニ依ル

第二条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ以テ本義トス

国民学校令（1941年3月1日勅令第148号、抄）

第一条 国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

中等学校令（1943年1月21日勅令第36号、抄）

第一条 中等学校ハ皇国ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

### 教育勅語等排除に関する決議

（1948年6月19日、衆議院）

民主平和国家として世界史的建設途上にあるわが国の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従来の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本的理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事實は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原型的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

### 教育勅語等の失効確認に関する決議

（1948年6月19日、参議院）

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜りたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語その他諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは従来のおき効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかりわれらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の真の權威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。

### 大東亜戦後ノ教育ニ関シテ下シ給ヘル勅語〔案〕

〔昭和20年12月5日脱稿〕

同志社大学教授有賀鉄太郎起草

#### 大東亜戦後ノ教育ニ関シテ下シ給ヘル勅語

朕惟フニ 皇祖考曩ニ教育ニ関スル勅語ヲ賜ヒテヨリ茲ニ五拾有五年、国運為ニ興隆シ国威四海ニ輝クヲ得タリ。然ルニ我カ国今ヤ空前ノ苦艱ニ遭遇シ、再建ノ前途尚遼遠ナリ。

顧ルニ維新以来国運ノ隆昌ハ動モスレハ人心ノ安逸ヲ招キ、国事ヲ後ニシテ専ラ一身ノ榮達一家ノ繁盛ヲ希フノ風ヲ起シ、且ツ屢次ノ戦勝ハ僞慢ノ心ヲ唆リ〔養ヒ〕、徒ラニ自国ノ優越ニ酔ヒテ国際精神ヲ稀薄ナラシメタルハ否ムヘキニアラス。剩ヘ封建ノ遺風アリテ君民ノ間ヲ遮リ、言論ノ暢達ヲ妨ケテ、遂ニ国策ヲ誤ルニ至リタルハ痛恨惜ク能ハサル処ナリ。

此ノ秋ニ当リテ須ク思フ維新創草ノ時ニ馳セ、斯ノ五箇条ノ真意ヲ会得シ、君民一体ノ実ヲ挙ケテ国体ノ精華ヲ發揮スヘキハ云フヲ俟タス。以テ民意ノ暢達ヲ遺憾ナカラシメ、我カ国カ自由、平等、公正ノ精神横溢セル道義的立憲国トシテ信ヲ列国ノ間ニ恢復シ、人類ノ平和ト福祉トニ寄与シ得ムコトハ朕ノ念願止マサル処ナリ。

汝臣民、宜シク真理ヲ愛シ、良心ヲ明カニシ、責任感ヲ鞏クシ、自他ノ人格ヲ尊重シ、寛容以テ一切ノ自由ヲ確保シ、大和以テ協同ノ実ヲ挙げ、内ハ文化、政治、社会、經濟ニ於ケル凡ユル機会ヲ均シクシテソノ樂ヲ分チ、外列国トノ友誼ヲ篤クシ、之ト協力シテ永ク平和ノ礎ヲ定ムコトニ努ムヘシ。是レ実ニ我カ国教育ノ大本ナリ。ソノ実施ニ当リテハ、徒ラニ知識ヲ注入ニ陥ルコトナク、寧ロ賢明懇切ナル指導ノ下ニ自学自修ノ風ヲ盛ニシ、以テ各自ノ創意ヲ誘發シ、個性ヲ伸張シ、活潑ナル精神ヲ養ヒ、身体ノ健康ヲ増進シ、知情意ノ均齊アル發育ヲ計ルヘシ。カクテ老若男女ノ別ナク、家ノ内外ヲ問ハス、都鄙ノ分ナク、普ク文化ノ恩沢ニ浴セシメ、科学的思索ヲ精ニシ、ソノ応用ヲ盛ニシ、芸術ハ以テ優雅ナル情操ト直観力トヲ培ヒ、各自採ルトコロノ宗教的信念ニ從ツテ良心ヲ清純ニシ、道義心ヲ昂メ、以テ人格ノ完成ヲ遂ケシムヘシ。

惟レ洵ニ我カ国精神文化ノ真髓ヲ發揚スル所以ニシテ、世界ノ文化ニ寄与シ、万世ニ大平ヲ開クヘキ道義国家ノ面目茲ニ漸ク顯ルルコトヲ得ム。朕ハ常ニ汝等臣民ト共ニ在リテ之カ完成ニ恪勵セム。汝臣民夫レ克ク朕カ意ヲ体セヨ。

※佐藤秀夫編『続・現代史資料 10 教育 御真影と教育勅語 3』（みすず書房、1996年、148～149ページ）